

子ども・子育て支援事業等の取組状況（町独自の子育て支援策など）

1. 出産祝金交付事業（健康・こども課 子育て支援係）

町内居住者で出産された家庭に対して出産祝金を交付(商工会発行の商品券)

実施期間：平成 27 年度～令和 5 年度 【令和 9 年度まで延長】

	令和 5 年度	令和 4 年度
第 1 子 (50,000 円)	23 件 1,150,000 円	16 件 800,000 円
第 2 子 (100,000 円)	14 件 1,400,000 円	20 件 2,000,000 円
第 3 子以降 (200,000 円)	13 件 2,600,000 円	19 件 3,800,000 円
合計	50 件 5,150,000 円	55 件 6,600,000 円

2. 子育て世帯民間賃貸住宅家賃補助金交付事業（環境住宅課 住宅係）

月額上限を 1 万円とし、最長 72 か月(6 年間)、最大 72 万円を交付（商工会発行の商品券）

対象：令和 10 年 3 月 31 日までに町外から転入した世帯で、かつ未就学児が同居する世帯

実施期間：平成 27 年度～令和 5 年度 【令和 9 年度まで延長】

	令和 5 年度	令和 4 年度
子育て世帯民間賃貸住宅家賃補助金	10 件 1,050,000 円	14 件 2,290,000 円
(参考)新婚世帯民間賃貸住宅家賃補助金	21 件 2,210,000 円	22 件 3,010,000 円

3. 小中学校通学費補助制度（学校教育課 学校教育係）

公共交通機関の定期券購入額の 2 分の 1 を補助（複数の場合はどれか 1 つの公共交通機関）

実施期間：平成 27 年度～令和 5 年度 【令和 9 年度まで延長】

	令和 5 年度	令和 4 年度
小中学校通学費補助金	延べ 68 人 375,205 円	延べ 56 人 304,980 円

4. 高校生等通学費補助制度（学校教育課 学校教育係）

(1) 公共交通機関の定期券購入額の 2 分の 1 を補助（複数の場合はどれか 1 つの公共交通機関）

(2) 公共交通機関の定期券分を申請しない場合は 2 万円を補助

実施期間：平成 27 年度～令和 5 年度 【令和 9 年度まで延長】

	令和 5 年度	令和 4 年度
高校生等通学費補助金	延べ 655 人 8,815,090 円	延べ 710 人 8,887,423 円

5. 学校給食費の負担軽減措置（学校教育課 学校教育係）

(1) 令和4年4月から町内小中学校の学校給食費の半額相当額を町が負担

(2) 令和6年9月から無償化（全額を町が負担）

実施期間：令和4～8年度

<令和4年4月～令和6年8月>

<令和6年9月～令和9年3月>

小学校	4月～3月	月額4,300円 → 月額2,150円
	8月	月額1,100円 → 月額550円
	1年生4月	月額3,300円 → 月額1,650円
中学校	4月～3月	月額5,100円 → 月額2,550円
	8月	月額1,400円 → 月額700円
	3年生3月	月額2,620円 → 月額1,310円

小学校	4月～3月	月額4,800円 →	無償化
	1年生4月	月額3,700円 →	
中学校	4月～3月	月額5,400円 →	
	3年生3月	月額2,840円 →	

6. 子ども医療費支給制度（住民課 保険年金係）

保険適用の診療が「入院・通院ともに無料」（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）

令和4年7月受診分から助成対象者を拡大（0歳～15歳まで⇒0歳～18歳まで）

7. ベビー用品の貸し出し事業（健康・こども課 健康づくり係）

4歳未満の乳幼児の保護者（父母・祖父母等）や、これから養育する予定の人で、芦屋町内に住所がある人に対して、無料でベビー用品の貸し出し

種類（利用期間）	令和5年度	令和4年度
ベビーチェア（6か月）	5件	9件
ベビーバス（3か月）	5件	7件
補助便座（3か月）	0件	1件
ベビーベッド（6か月）	9件	10件
チャイルドシート（6か月）	14件	8件
ベビーカー（6か月）	4件	6件
合計	37件	41件

8. 不妊治療助成事業（健康・こども課 健康づくり係）

・県の「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の助成決定を受けた人に上乗せ補助

※令和4年4月から不妊治療が保険適用化。経過措置として、令和4年3月までに治療が開始され令和4年度にまたいで行われる治療のみ助成対象。令和5年度で助成完了。

・対象：特定不妊治療（体外受精、顕微授精）、男性不妊治療（特定不妊治療と同時申請のみ）

・上乗せ限度額：特定不妊治療、男性不妊治療（1回につき10万円まで）

年度	助成額	
令和5年度	延べ1件（1組）	67,000円
令和4年度	延べ12件（4組）	1,151,000円

9. 出会いの場（婚活イベント）創出事業（健康・こども課 子育て支援係）

令和3年度から福岡県結婚新生活支援事業市町村連携事業として、県及び遠賀郡4町で連携し、婚活イベントを実施。（令和3年度、令和4年度 各年度バスツアーを1回実施）

令和5年度は上記の県及び遠賀郡4町連携の婚活イベントを1回実施のほか、町単独事業（県協力）として、婚活イベントを1回、婚活オンラインセミナーを1回実施。

10. 子ども食堂支援事業補助金（健康・こども課 子育て支援係）

芦屋町内で子ども食堂を運営する団体への運営費を補助（補助対象経費の合計額または開催回数×1万円（50万円を限度）のいずれか低い額）

実施期間：令和4年度～

年度	補助額
令和5年度	2団体 537,000円（①460,000円 ②77,000円）
令和4年度	1団体 470,000円

11. 保育所保育料の軽減（健康・こども課 子育て支援係）

町が定める保育料と国が定める保育料(上限額の基準)との差

	令和5年度	令和4年度
町基準保育料合計①	36,357,250円	34,270,990円
国基準保育料合計②	39,692,250円	37,522,500円
軽減額（②－①）	3,335,000円	3,251,510円

12. 保育所・幼稚園・認定こども園に対する補助金（健康・こども課 子育て支援係）

〔令和5年度〕

芦屋保育園	7,653,200		
・運営費補助金	1,620,000	・一時預かり事業費補助金	2,751,000
・英会話教室補助金	253,000	・保育所等給食支援費補助金	760,000
・障がい児保育事業費補助金	444,000	・保育所等物価高騰対策費補助金	329,000
・延長保育事業費補助金	300,000	・保育対策総合支援事業費補助金	1,196,200
若葉保育所	4,403,600		
・運営費補助金	1,620,000	・保育所等給食支援費補助金	1,323,000
・英会話教室補助金	237,600	・保育所等物価高騰対策費補助金	423,000
・延長保育事業費補助金	300,000	・保育対策総合支援事業費補助金	500,000
緑ヶ丘保育園	10,969,342		
・運営費補助金	1,620,000	・一時預かり事業費補助金	2,751,000
・英会話教室補助金	253,000	・保育所等給食支援費補助金	852,000
・障がい児保育事業費補助金	3,996,000	・保育所等物価高騰対策費補助金	423,000
・延長保育事業費補助金	300,000	・保育対策総合支援事業費補助金	774,342
山鹿保育所	6,205,875		
・運営費補助金	1,620,000	・保育所等給食支援費補助金	826,000
・英会話教室補助金	253,000	・保育所等物価高騰対策費補助金	329,000
・延長保育事業費補助金	300,000	・保育対策総合支援事業費補助金	2,808,625
・性被害防止対策設備等支援事業費補助金	69,250		
認定こども園芦屋中央幼稚園	9,114,000		
・運営費補助金	1,620,000	・施設整備補助金	6,988,000
・英会話教室補助金	506,000		
愛生幼稚園	10,820,000		
・運営費補助金	1,620,000	・施設整備補助金	8,800,000
・英会話教室補助金	400,000		

13. 要保護児童等に関する対応

① 芦屋町子ども家庭総合支援拠点（健康・こども課 子育て支援係）

・全国的に増え続ける児童虐待の状況を踏まえ、平成 28 年度に児童福祉法等が改正され、市町村には、こどもの身近な場所で、こどもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、相談対応及び訪問等による継続的なソーシャルワークを行うことが求められ、その拠点として、令和 4 年度末までに「子ども家庭総合支援拠点」の設置に努めることとされました。芦屋町では令和 4 年 4 月に健康・こども課内に設置（保健師と社会福祉士を配置）。

・妊娠・出産期からこどもの自立までの子育てに関するさまざまな不安や悩み、困りごとの相談窓口として平成 29 年 3 月に「子育て世代包括支援センター」を健康・こども課内に設置しており、この拠点とセンターが一体的に児童やその家庭及び妊産婦等の支援にあたってきました。

児童福祉法の改正により、令和 6 年度からは、「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」と「子育て世代包括支援センター（母子保健）」の双方の機能を一体的に運営する「こども家庭センター」の設置に努めることとされました。

芦屋町では令和 6 年 4 月に「こども家庭センター」を健康・こども課内に設置しました。
（児童福祉と母子保健の双方の業務をマネジメントする役割を担う統括支援員を配置）

○支援対象者

町内全ての子ども（18 歳以下）とその家庭

○主な業務内容

- ・子ども家庭支援全般に係る業務（実情把握、情報提供、相談業務等）
- ・要支援児童、要保護児童及び特定妊婦等への支援業務
- ・関係機関との連絡調整など

	令和 5 年度	令和 4 年度
支援対象等児童数（特定妊婦含む）	27 人	23 人
うち、母子保健担当者が関与している児童数 （特定妊婦含む）	21 人	16 人

② 芦屋町要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見及び早期対応を円滑にし、子どもの幸せに生きる権利を保障するために、児童福祉法第 25 条の 2 の規定により設置しています。

○実務者会議、個別ケース検討会議

保護や見守りが必要な児童に対し、関係課が定期的または必要に応じて、適切な対応を行うための情報共有を行っています。

- ・庁内…健康・こども課、福祉課、学校教育課
- ・関係機関…宗像児童相談所、折尾警察署、子ども支援オフィス